

○阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱

改正 令和6年3月21日

告示第20号

(目的)

第1条 この告示は、住宅用太陽熱利用システム(以下「対象システム」という。)を新たに設置する者に対し、予算の範囲内で阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、地球温暖化対策の推進及び脱炭素社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「対象システム」とは、住宅の屋根等に設置し、集熱器によって集めた太陽熱エネルギーを、住宅の給湯や暖房に利用するシステムをいう。

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、別表第1に定める対象システムを、阿波市内の自ら居住の用に供する住宅(店舗、事務所その他これらに類する用途を兼ねる家屋との兼用住宅を含む。)に設置する事業とし、補助金の交付の対象となる経費は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金交付の対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる事項について全てを満たすものとする。

- (1) 市内在住である者又は第10条に規定する実績報告時までには本市の住民基本台帳に登録する予定の者であること。
 - (2) 自らが居住の用に供する住宅に、新たに阿波市内に対象システムを設置しようとする者であること。
 - (3) 対象システムにより供給される給湯や暖房について、その大半を住宅の居住の用に供する部分で使用しようとする者であること。
 - (4) 市税を完納している者であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、過去において補助金が交付された同一住宅、同一人及び同一生計にある者は、補助対象者としない。ただし、同一生計にある者であっても、実績報告完了時に新たな住宅に対象システムを設置する者は、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2に定めるとおりとする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助対象者は、対象システムの補助対象経費に係る部分の工事着工前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事着工前の現況が確認できる写真(対象システムの設置予定箇所)
- (2) 補助事業に係る対象システムのパンフレットの写し
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 補助対象者の納税証明書(前年度の市税分)
- (5) 対象システム設置予定の住宅地図
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があった場合であって、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金交付決定通知書(様式第2号)の発行をもって補助金の交付決定を行うものとする。

2 前項の審査等により、補助金を交付することが不相当と認めたときは、交付しない旨の決定をし、その旨を補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(計画変更等の承認)

第8条 補助金交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、交付決定を受けた内容を変更するときは、軽微な場合を除き、遅滞なく補助金計画変更申請書(様式第4号)に、当該変更に係る書類等を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金変更承認決定通知書(様式第5号)により、補助金交付決定者に通知するものとする。

(事業の廃止又は中止)

第9条 補助金交付決定者は、当該決定に係る対象工事の廃止又は中止をするときは、遅滞なく補助金計画廃止(中止)届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

い。

(実績報告)

第10条 補助金交付決定者は、対象システムの工事完了後、当該年度の3月31日までに補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象システムの施工前、施工中及び施工後の写真
- (2) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 対象システムの保証書の写し
- (4) 住民票(補助金交付申請時に補助対象地域に住所を有していない者に限る。)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、補助金交付決定者から実績報告書の提出があったときは、当該実績に係る書類等の審査をし、補助金額を確定すべきと認めたときは、速やかに補助金交付額確定通知書(様式第8号)の発行をもって補助金交付額の確定を行うものとする。

(補助金の請求及び交付)

第12条 前条の規定により補助金交付額の確定を受けた補助金交付決定者は、速やかに補助金交付請求書(様式第9号)により補助金の請求を行い、市長は、これに基づき補助金を交付するものとする。

(手続の代行)

第13条 補助対象者は、第6条の補助金交付申請書、第8条の補助金計画変更申請書、第9条の補助金計画廃止(中止)届出書及び第10条の補助金実績報告書の提出に係る手続を、対象システムを販売する者等に代行させることができる。

2 手続代行者は、誠意をもって手続の代行を実施をするものとし、手続の代行を通じ、補助対象者に関して知り得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

3 市長は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が本要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該申請者及び手続代行者に対し、代行の停止を求めることができるものとする。

(取得財産等の管理)

第14条 補助金交付決定者は、別表第3に定める期間、対象システムの適切な管理をす

るとともに、補助金交付の目的に従って、その適正な運用を図らなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の決定を取り消して、返還させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかに補助金取消決定通知書(様式第10号)により、補助金の返還を求めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象機器	対象システムが満たすべき要件	補助対象経費
住宅用太陽熱利用システム	(1) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けたものであること。 (2) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているものであること。 (3) 集熱部と貯湯部の間を自然循環作用によって熱輸送を行い、給湯を行うシステム(自然循環型システム)、集熱器と蓄熱槽の間を不凍液等の強制循環によって熱輸送を行い、給湯及び暖房を行うシステム(強制循環型システム)又は集熱器で暖められた空気を集熱ファンによって強制的に室内に送風し、給湯及び暖房を行うシステム(空気集熱型システム)であること。 (4) 未使用品であること。(中古品は、対象外)	機械器具費、 本工事費及び 附帯工事費

別表第2(第5条関係)

補助対象機器	補助金額
--------	------

自然循環型システム	1万5千円
強制循環型システム及び空気集熱型システム	3万円

別表第3(第14条関係)

補助対象機器	償却期間
住宅用太陽熱利用システム	15年間

様式第1号（第6条関係）

補助金交付申請書

____年 ____月 ____日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 手続代行者がいる場合（交付要綱第13条の規定に基づく手続の代行者）

住 所			
会 社 名		代表者名	
担当部署		担当者名	
電話番号	— —	F A X 番号	— —

2 補助事業実施計画

1 設置予定場所	阿波市 町		
2 建築区分	<input type="checkbox"/> 新築戸建住宅 <input type="checkbox"/> 既築戸建住宅 <input type="checkbox"/> その他具体的に ()		
3 方式	<input type="checkbox"/> 自然循環型 <input type="checkbox"/> 強制循環型 <input type="checkbox"/> 空気集熱型		
4 設置予定の太陽熱利用システムの概要	設置に要する費用（税込み）		円
5 販売店	会社名	所在	
6 工事着工予定日	年 月 日	7 工事完了予定日	年 月 日

3 添付書類

- (1) 工事着工前の現況が確認できる写真（対象システムの設置予定箇所）
- (2) 補助事業に係る対象システムのパンフレットの写し
- (3) 工事契約書の写し
- (4) 補助対象者の納税証明書（前年度の市税分）
- (5) 対象システム設置予定の住宅地図
- (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

阿波市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金の交付については、次のとおり決定したので、阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

設置場所の所在地	阿波市 町
交付金額	金 円
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 住宅用太陽熱利用システム設置工事の着工は、補助金の交付決定通知後とすること。2 補助金交付申請書の内容を変更する場合又は対象工事を廃止しようとする場合は、計画変更申請書又は計画廃止届出書を市長に提出すること。3 対象工事の完了後、当該年度の3月31日までに補助金実績報告書を提出すること。4 阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱の規定に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消すものとする。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名

様

阿波市長

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次の理由により不交付と決定したので、阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

（理由）

様式第4号（第8条関係）

補助金計画変更申請書

年 月 日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

年 月 日付け阿環第 _____ 号で補助金交付決定を受けた補助事業について、阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第8条第1項の規定により、次のとおり補助金交付申請内容の変更を申請します。

1 変更箇所

変更箇所	変更前	変更後
1 設置場所		
2 対象システム メーカー		
3 その他		
4 理由		

(変更に必要なとする書類等を添付する。)

2 手続代行者がいる場合（交付要綱第13条の規定に基づく手続の代行者）

住所			
会社名		代表者名	
担当部署		担当者名	
電話番号	— —	FAX番号	— —

様式第5号（第8条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

阿波市長

補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金については、次の理由により交付決定を変更したので、阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

（理由）

様式第6号（第9条関係）

補助金計画廃止（中止）届出書

_____年 月 日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

_____年 月 日付け阿環第 _____号で補助金交付決定を受けた補助事業を次のように廃止（中止）したいので、阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第9条の規定により届出をします。

1 廃止（中止）の理由

--

2 手続代行者がいる場合（交付要綱第13条の規定に基づく手続の代行者）

住 所			
会 社 名		代 表 者 名	
担 当 部 署		担 当 者 名	
電 話 番 号	— —	F A X 番 号	— —

様式第7号（第10条関係）

補助金実績報告書

____年 ____月 ____日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

____年 ____月 ____日付け阿環第 ____号で補助金交付決定を受けた補助事業について、阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり設置完了を報告します。

1 手続代行者がいる場合（交付要綱第13条の規定に基づく手続代行者）

住 所			
会 社 名		代表者名	
担当部署		担当者名	
電話番号	— —	F A X 番号	— —

2 住宅用太陽熱利用システムの概要

項 目	内 容
(1) 太陽熱利用システム製造者名(メーカー名)	
(2) 方式	<input type="checkbox"/> 自然循環型 <input type="checkbox"/> 強制循環型 <input type="checkbox"/> 空気集熱型

3 補助対象経費の内訳

補助対象経費	金 額	備考
住宅用太陽熱利用システム設置に要する費用(税込み)	円	

4 添付資料

- (1) 対象システムの施工前、施工中及び施工後の写真
- (2) 対象システムの設置に係る領収書及び内訳書の写し
- (3) 対象システムの保証書の写し
- (4) 住民票（補助金交付申請時に補助対象地域に住所を有していない者に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

阿波市長

補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の交付が確定したので、阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

補助金交付決定番号	年 月 日付け阿環第 号
補助金の名称	阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金
設置場所の所在地	阿波市 町
補助金の交付確定額	金 円

様式第9号（第12条関係）

補助金交付請求書

_____年 月 日

阿波市長 殿

申請者 〒 _____

住所 _____

(方書) _____

ふりがな
氏名 _____

電話 _____

_____年 月 日付け阿環第 _____号で確定のありました補助金については、阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第12条の規定により次の金額を請求します。

1 請求金額	金 円	
2 補助金の振込先		
振込口座	金融機関名	() 銀行・農協・金庫
	支店名	本店 ・ () 支店・出張所・支所
	預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()
	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	()

様式第10号（第15条関係）

第 号
年 月 日

住 所
氏 名 様

阿波市長

補助金取消決定通知書

年 月 日付けで支払いをした補助金については、阿波市住宅用太陽熱利用システム導入補助金交付要綱第15条第2項の規定により、次の補助金の返還を求めます。

- 1 補助金額確定番号 年 月 日付け 第 号
- 2 補助金額 金 円
- 3 支払い済口座

金融機関名	() 銀行・農協・金庫
支 店 名	本店 ・ () 支店・出張所・支所
預貯金種類	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カタカナ)	()

- 4 取消し及び返還理由